

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得について

社会福祉法人幹福社会昭島事業所

当事業所は令和元年度10月より福祉・介護職員特定処遇改善加算を取得しております。

○加算の取得状況

重度訪問介護・・・福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

居宅介護・・・福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

同行援護・・・福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

・算定期間 令和2年4月～

○職場環境等要件について

加算取得にあたり当事業所では以下の処遇改善の取り組みを行っています。

	項目	事業所の具体的取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得を希望するものに対して、シフトの調整等を行い、講習の受講、資格受験の支援を行っています。 サービス提供責任者のスキルアップ研修受講支援を行っています。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なミーティングを開催し、支援内容の検討・改善につなげるとともに、職員の勤務態勢等の検討などを行っています。 非常勤含め職員の健康診断を実施し健康面のチェックを行っています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 非正規職員から正規職員への転換 	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者職員に利用者の各種相談や支援の充実につながる助言等の業務にあたってもらうため障害者職員がともに働く体制（事務所のバリアフリー化、勤務シフト調整、医療機関受診の確保等）を整えています。 登録型介助者のうち希望する者から経験、実績、介助技術等を勘案し、正規職員（常勤介助者）への登用を進めています。